

○ 青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領

制 定 平成11年 7 月19日青監第611号

最終改正 令和 7 年 3 月31日青監第1141号

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約について、一般競争入札の方法により締結する場合の事務の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公所の長 青森県事務委任規則（昭和36年9月青森県規則第81号）の規定により、当該建設工事の施行に関する権限を委任されている出先機関の長をいう。
- (2) 担当課長 当該建設工事を施行する青森県行政組織規則（昭和36年2月青森県規則第18号）第22条に規定する課長をいう。
- (3) 主務課長 当該建設工事に係る事務を分掌する課の長をいう。

(対象工事)

第3条 一般競争入札の方法により請負契約を締結する建設工事は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける建設工事とする。

- 2 主務課長及び担当課長は、前項の建設工事の概要について、毎年4月末日（補正予算に係る当該建設工事その他特別の事情のある当該建設工事については、別に定める日）までに一般競争入札対象工事一覧表（第1号様式）により、監理課長に提出するものとする。この場合において、主務課長は、公所の長とあらかじめ協議するものとする。
- 3 監理課長は、前項の一般競争入札対象工事一覧表をとりまとめ、当該建設工事の概要等を新聞への掲載及び掲示の方法により公表するとともに、主務課長及び公所の長又は担当課長に通知するものとする。
- 4 前項の規定により通知を受けた主務課長及び公所の長又は担当課長は、当該建設工事の概要を掲示するものとする。

(入札参加資格)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定による建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第4項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが

- なされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 当該建設工事と同種の建設工事の建設業法第27条の2第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の総合評定値が、知事が別に定める点数以上であること。
 - (6) 過去15年間に当該建設工事と同種の建設工事（別に知事が定める内容のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
 - (7) 手持ちの建設工事の状況に照らし、当該建設工事について、次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
 - イ 1級相当の国家資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ロ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証を有する者であること。
 - (8) 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
 - (9) 指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
 - (10) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がない者であること。
 - (11) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
 - (12) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (13) 当該建設工事に係る設計・コンサルティング業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。ただし、予定価格を入札前に公表して入札を実施する建設工事については、この限りではない。
 - (14) その他知事が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。
- 2 主務課長及び担当課長は、前項第5号、第6号及び第14号の資格を定めようとするときは、一般競争入札参加資格設定計画書（第2号様式）及び予定価格調書を作成し、請負工事施行伺により決裁を得るものとする。この場合において、主務課長は、公所の長とあらかじめ協議するものとする。
- 3 主務課長及び担当課長は、前項に規定する決裁に当たっては、一般競争入札参加資格設定計画書の内容について各部の指名委員会等の審査に付した後、請負工事施行伺を監理課長に提出するものとする。
- 4 前項の規定により請負工事施行伺の提出を受けた監理課長は、一般競争入札参加資格設定計画書の内容について審査調整の上、青森県建設業者一般競争入札参加資格審議会（以下「審議会」という。）の審査に付すものとする。
- 5 監理課長は、前項の規定により審査に付した後、請負工事施行伺を主務課長又は担当課長に返却するものとする。

(入札参加資格の公示)

第5条 監理課長は、第3条第1項の建設工事の請負契約の締結が見込まれるときは、当該契約の締結が見込まれる年度ごとに、政令第167条の5第2項の規定による公示をするものとする。

2 監理課長は、前項の規定による公示をしたときは、その内容を関係する主務課長及び公所の長又は担当課長に通知するものとする。

(入札の公告)

第6条 公所の長及び担当課長は、一般競争入札を実施しようとするときは、財務規則第130条各号（第7号に掲げる事項を除く。）並びに第150条の5第1項及び第3項に定める事項を入札日の前日から起算して少なくとも40日前までに、青森県報への登載及び庁舎への掲示により公告するものとする。

2 前項の公告の文例は、別紙1のとおりとする。

3 公所の長は、第1項の規定により青森県報への登載をしようとするときは、前項の文例をもとに作成した県報登載原稿を主務課長に送付し、その手続きを依頼するものとする。

4 主務課長は、前項の規定により、依頼を受けたときは、速やかに青森県報への登載の手続きをとるものとする。

(入札説明書の交付等)

第7条 公所の長及び担当課長は、前条の規定により公告したときは、入札説明書を一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）へ交付するものとする。

2 前項の入札説明書は、次に掲げるすべての事項を記載したものとする。

(1) 前条の規定による公告の写し

(2) 契約書案

(3) 開札立会者の職氏名

(4) 公所及び担当課（係）の名称、所在地及び電話番号

3 公所の長及び担当課長は、設計図書（図面及び特記仕様書等をいい、建築一式工事にあつては主要工事数量表等を含む。）を縦覧するものとし、必要に応じて入札参加希望者に貸与することができる。

4 入札参加希望者は、貸与を受けた設計図書を、公告に定める期間中、県が指定する場所において実費により複写することができる。

5 入札参加希望者は、入札説明書及び設計図書に対して質問をする場合は、書面によりこれを行うものとする。

(申請書の提出)

第8条 公所の長及び担当課長は入札参加資格を審査するため、入札参加希望者に、一般競争入札参加資格審査申請書（第3号様式。以下「申請書」という。）を、持参により提出させるものとする。

2 前項の申請書は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 申請書の提出にかかる費用は、入札参加希望者の負担とすること。

(2) 申請書は、入札参加希望者に無断で、入札参加資格の審査以外の用途に使用しないこと。

(3) 申請書は返却しないこと。

(4) 提出期限以降における申請書又は申請書の添付資料の差し替え及び再提出は認めないこと。

(入札参加資格の審査等)

第9条 公所の長及び担当課長は、入札参加希望者から申請書の提出があった場合は、必要に応じ申請者から意見を聴取し、あらかじめ設定した資格の有無について審査を行うものとする。

2 公所の長及び担当課長は、前項に規定する審査に当たっては、一般競争入札参加資格審査一覧表（第4号様式）を作成し、公所の長にあつては主務課長を経由して、担当課長にあつては直接、監理課長に提出するものとする。

3 前項の一般競争入札参加資格審査一覧表の作成において、参加資格規則第3条第1項の規定による審査の終了前に申請書を提出した者については、審査一覧表にその旨を附記するものとする。

4 第2項の規定により一般競争入札参加資格審査一覧表の提出を受けた監理課長は、あらかじめ設定した資格の有無について審査調整の上、審議会の審査に付すものとする。

5 監理課長は、前項の規定により審査に付した後、一般競争入札参加資格審査一覧表を公所の長にあつては主務課長を経由して、担当課長にあつては直接、返却するものとする。

6 第1項の審査は、申請書の提出期限の日をもって行う。ただし、第4条第1項第9号については、申請書の提出期限の日から第1項の審査を行う日までのすべての期間について審査するものとする。

7 第4条第1項第6号の同種の工事の施工実績の審査を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績をもって行うものとする。

8 公所の長及び担当課長は、審査結果を一般競争入札参加資格審査結果通知書（第5号様式）により、原則として申請書の提出期限の翌日から起算して10日以内に申請者に通知するものとする。この場合において、第3項の者に対する通知には、開札の時に第4条第1項第3号の資格を有すると認められることを条件として入札を認める旨を明示するものとする。

9 第1項による審査の結果は、入札前は公表しないものとする。

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明等）

第10条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第8項の通知の翌日から7日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第187号）に規定する休日を除く。）以内に入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、公所の長又は担当課長に求めることができるものとする。

2 公所の長及び担当課長は、前項の理由を求められたときは、原則として当該説明を求めることができる最終日の翌日から10日以内に、書面をもって回答するものとする。

3 公所の長及び担当課長は、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合においては、前条第8項の通知を取り消し、前項の回答と併せて入札参加資格がある旨を通知するものとする。

4 前項の入札参加資格があると認める場合の審査に当たっては、前条第2項から第7項まで、第8項後段及び第9項を準用する。

（入札参加資格の取消し）

第11条 公所の長及び担当課長は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号の一に該当する場合には、当該者に対する第9条第8項又は前条第3項の通知を取り消し、入札参加資格がない旨を通知するものとする。

（1）政令第167条の4に該当することとなった場合

(2) 第9条第8項の通知の日から開札の時までの期間に、同項の通知を受けた者が指名停止要領に基づく指名停止を受けている場合

(3) 第8条第1項の申請書に関し虚偽の事実の記載が明らかになった場合

2 前条の規定は、前項の場合に準用する。

(現場説明)

第12条 現場説明は、公所の長及び担当課長が特に必要があると認める場合を除き行わないものとする。

(入札の執行)

第13条 公所の長及び担当課長は、入札の参加者が、入札参加資格がある旨の通知を受けていること及び申請書の提出期限の日から開札の時までの間において、指名停止要領による知事の指名停止の措置を受けていないことをよく確認のうえ、入札を執行するものとする。

2 公所の長及び担当課長は、開札に当たり、第9条第3項の者について、参加資格規則第3条第1項の規定による審査の結果を監理課長へ確認するものとする。

3 公所の長及び担当課長は、入札参加者（郵便による入札をした者を含む。以下同じ。）について、審査一覧表と突合し、審査一覧表に記載されていない者は、入札から排除しなければならない。

4 公所の長及び担当課長は、入札の執行に先立ち、入札参加資格がある旨の一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを、入札参加者に提出させるものとする。

5 公所の長及び担当課長は、第1回目の入札に際し、入札参加者から工事費内訳書を提出させるものとする。

6 公所の長及び担当課長は、郵送による入札の場合は、入札参加者に対し、入札書の郵送に当たり、一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し及び工事費内訳書を同封させるものとする。

7 公所の長及び担当課長は、開札したときは、開封した入札書（郵便による入札書を含む。）の金額及び氏名又は名称を順次読み上げ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（以下「最低価格」という。）をもって申込みをした者を落札者としなければならない。ただし、政令167条の10第1項の規定を適用するときは、この限りではない。

8 公所の長及び担当課長は、落札者を決定したときは、その場において口頭でその旨を入札者全員へ通知するものとする。ただし、郵便により入札をした者については、落札者の氏名又は名称及び住所並びに落札金額を書面により通知しなければならない。

(郵便入札の取扱い)

第14条 公所の長及び担当課長は、郵便により送付された入札書を開札までの間厳重に保管し、開札の時に開封するものとする。

2 公所の長及び担当課長は、開札の時に、審査一覧表に記載されているにもかかわらず、入札書を提出していない者がある場合は、直ちに開札の中断を宣言し、当該者へ電話等により郵便入札の有無及び郵便入札をした場合は、入札書の投函日を確認するものとする。

第15条 削除

第16条 削除

(落札者決定の公示)

第17条 公所の長及び担当課長は、落札者を決定した場合は、その翌日から起算して72日以内に、財務規則第150条の11第2項各号に掲げる事項について、別紙2の文例により県報に公示するものとする。

(一般競争入札に係る記録の作成及び保管)

第18条 公所の長及び担当課長は、落札者を決定したときは、当該契約の内容等必要な記録を作成し、保管するものとする。

(青森県建設業者一般競争入札参加資格審議会)

第19条 入札参加資格の設定及び審査について審議させるため、青森県建設業者一般競争入札参加資格審議会を置く。

(審議会の所掌事務)

第20条 審議会は、次の事務を処理する。

- (1) 入札参加資格の設定に関すること。
- (2) 入札参加資格の審査に関すること。
- (3) 入札参加資格がないと認められた者及び入札参加資格を取り消された者に対する入札参加資格の再審査に関すること。
- (4) その他知事が必要と認めること。

(審議会の組織)

第21条 審議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は県土整備部の所掌事務を担当する副知事を、副会長は県土整備部長をもって充てる。
- 3 委員は、総務部長、財務部長、総合政策部長、こども家庭部長、交通・地域社会部長、環境エネルギー部長、健康医療福祉部長、経済産業部長、観光交流推進部長、農林水産部長、危機管理局長、国スポ・障スポ局長及び出納局長をもって充てる。
- 4 委員に事故あるとき、又は委員が不在のときは、当該委員が属する部の次長がその職務を代理する。この場合において、次長を2人以上置く部にあつては、当該部の長があらかじめ指定する順序によりその職務を代理する。

(審議会の会長及び副会長)

第22条 会長は、審議会を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が不在のときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第23条 審議会の会議は、会長が必要に応じ、随時招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席（第21条第4項の規定による代理出席を含む。）がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会は、議事に関係ある職員を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 4 審議会の会議は、公開しない。

(急施事案)

第24条 会長が審議会を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回りにより審議することができる。

(審議会の幹事)

第25条 審議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、監理課長及び監理課長があらかじめ指定する職員をもって充てる。

(審議会の庶務)

第26条 審議会の庶務は、県土整備部監理課において処理する。

(その他)

第27条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札による建設工事の請負契約の締結に

係る事務の取扱いについては、指名競争入札に係る事務の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成 12 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 4 月 30 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 2 項及び第 25 条第 2 項の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 11 月 1 日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日以降に公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 25 年 12 月 6 日から施行する。

2 改正後の青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領の規定は、平成 25 年 10 月 1 日以後に締結する建設工事の請負契約について適用する。ただし、同日以後に締結する建設工事の請負契約であっても、平成 26 年 3 月 31 日までに引渡しを受けることとなるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

2 改正後の青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領の規定は、平成 30 年 7 月 1 日以後に入札公告を行う建設工事請負契約について適用する。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 3 月 13 日から施行する。

2 改正後の青森県建設工事一般競争入札事務取扱要領別紙 1 の十二の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に締結する建設工事の請負契約のうち、平成 31 年 10 月 1 日以後に引渡しを受けるものについて適用し、同日前に引渡しを受けるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別紙1（第6条関係）

建設工事の請負契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の六の規定により公告する。

年 月 日

〇〇事務所長 〇〇 〇〇

一 競争入札に付する事項

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 工 種
- 5 工 期 年 月 日（契約書取交しの日から 日間）
- 6 工事の概要（規模、形式、工法等）
- 7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 円

二 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、三に定めるところにより審査を受けた者であり、かつ、入札日現在において、青森県建設業者等指名停止要領（平成二年六月二十八日付け青監第六三三号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

- 1 政令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当しないこと。
- 2 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成二年三月青森県規則第十八号。以下「参加資格規則」という。）第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第四項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したもののみなされた者であること。
- 4 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- 5 工事の建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の直近年度の総合評定値が、 点以上であること。
- 6 過去十五年間に同種の建設工事（工事種別 で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率二〇パーセント以上の場合に限る。
- 7 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で設置できること。
 - (一) 一級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- (二) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- 8 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札のときまでの間に、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- 9 指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
- 10 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- 11 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 12 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。
- 13 その他
- （共同企業体の方法による場合には、次のとおりとする。）
- 一 競争入札に参加する者に必要な資格
- 次の各号に該当することについて、あらかじめ、三に定めるところにより審査を受けた共同企業体であり、かつ、入札日現在において、構成員が青森県建設業者等指名停止要領（平成二年六月二十八日付け青監第六三三三号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
- 1 共同施工方式（甲型共同企業体）の特定共同企業体であること。
- 2 政令第六十七條の四第一項に規定する者に該当しないこと。
- 3 青森県財務規則（昭和二十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第百二十八條の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 4 各構成員が青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成二年三月青森県規則第十八号。以下「参加資格規則」という。）第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者又は同条第四項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定したものとみなされた者であること。
- 5 各構成員が、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- 6 工事の建設業法第二十七條の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の直近年度の総合評定値が、共同企業体の代表者にあつては点以上、その他の者にあつては点以上であること。
- 7 過去十五年間に代表者が同種の建設工事（工事種別で、かつ、契約金額円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率二〇パーセント以上の場合に限る。
- 8 各構成員が次に掲げる主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- (一) 一級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- (二) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- 9 構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。
- 10 各構成員の出資比率が、以上であること。

- 11 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。
- 12 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。
- 13 構成員の数が であること。
- 14 構成員が一般競争入札参加資格審査申請書の提出の日から、開札のときまでの間に、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- 15 構成員が指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）が、参加資格規則第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、ない者であること。
- 16 各構成員が、労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- 17 各構成員が、青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 18 各構成員が、警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

19 その他

二 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

1 提出期限 年 月 日（持参に限る。）

2 提出部数等 一部

表に住所及び商号又は名称を記載し、切手 円分を貼付した返信用封筒（長形三号）を一通添付すること。

3 提出場所 市（町・村）

4 その他

- (一) 申請書の内容については、別途意見を聴取することがある。
- (二) 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
- (三) 二に定める資格を認められなかった者（共同企業体の方法による場合は、代表者）は、(二)の通知を受けた日から七日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
- (四) 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

四 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

1 入札説明書の交付

(一) 期 間 年 月 日から 年 月 日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前九時から午後四時まで

(二) 場 所 県 市（町・村）

(三) 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、(一)の期間内に 事務所 課（係）に直接申し込むこと。

2 設計図書の縦覧

(一) 期 間 年 月 日から 年 月 日まで(日曜日、土曜日及び
休日を除く。)の午前九時から午後四時まで

(二) 場 所 県 市(町・村) 事務所

(三) 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受け、(一)の期間内に入札説明書記載
の場所において実費により複写することができる。

3 その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、 年 月 日までに、書
面により、
事務所に提出すること。

五 現場説明

1 日 時 年 月 日 午前(後) 時 分

2 場 所 県 市(町・村)

六 入札及び開札

1 日 時 年 月 日 午前(後) 時 分

2 場 所 県 市(町・村) 事務所

3 その他 郵便による入札を希望する場合は、入札書に一般競争入札参加資格審査結果
通知書の写しを同封の上、配達証明付書留郵便により 年 月 日 時までに
事務所に到着するよう郵送すること。

七 入札執行回数

原則として一回を限度とする。

八 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 免除する。

2 契約保証金

(一) 契約金額の十分の一以上の金額を納付するものとする。ただし、次の一に該当す
るときは、その納付を免除するものとする。

(1) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した
とき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。

ア 国債又は地方債

イ 政府の保証のある債券

ウ 金融機関が振り出し又は支払い保証をした小切手

エ 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第一項第九号に規定す
る債券

オ 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

(二) (一)にかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル(平成十三年十月
一日付け青監第八百八十八号)による調査を受けた者との契約については、契約金
額の十分の二以上の契約保証金を納付させ、又は当該契約保証金の納付に代わる担
保を提供させるものとする。ただし、契約金額の十分の二以上に相当する額につい

て、(一)の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

九 契約の締結

- 1 落札決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があつたときに本契約を締結することとする。
- 2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実があつた場合には、当該請負契約を締結しない。
(共同企業体の方法による場合には、次のとおりとする。)

九 契約の締結

- 1 落札決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があつたときに本契約を締結することとする。
- 2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者の構成員が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、指名停止要領に基づく知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第九号から第十五号までに掲げる措置要件に該当する事実があつた場合には、当該請負契約を締結しない。

十 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

十一 入札条件

財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

十二 入札書記載金額等

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

十三 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- 3 交渉の有無 無
- 4 契約書作成の要否 要
- 5 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により、締結する予定の有無 無
- 6 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第五条第一項の規定による一般競争入札に参加する資格があることの認定を受けていない者も申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、開札のときにおいて、一に定める資格を有していなければならない。
- 7 配置予定技術者等の確認
落札者決定後、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事实績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- 8 その他 詳細は入札説明書による。

十四 調達担当部局名及び所在地

- 1 名称 事務所 課(係)
- 2 住所 県 市(町・村) (電話番号 — —)

十五 Summary

- 1 Subject matter of the contract: Construction work of (工事名) .
- 2 Time-limit for the submission of application forms
and relevant documents for the qualification : 4:45 P.M. (月名. 日. 西暦)
- 3 Time-limit for the submission of tenders : 4:45 P.M. (月名. 日. 西暦)
- 4 Contact point for tender documentation : (課(係)名. 公所名. 部局名. 住所)
JAPAN TEL(電話番号)

別紙2 （第17条関係）

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

年 月 日

青森県知事 ○ ○ ○ ○

一 特定役務の名称及び数量

1 工事番号

2 工事名

3 工事場所 県 市（町・村） 番地（番）

4 工 種

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

1 名 称

2 所在地 県 市（町・村） 番地（番）

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

年 月 日

五 落札者の名称（氏名）及び住所

六 落札金額

金 円

七 落札者を決定した手続

（注 最低価格落札方式又は総合評価落札方式のいずれかを記載すること。）

八 入札の公告（公示）を行った日

年 月 日

第 1 号様式 (第 3 条関係)

一般競争入札対象工事一覧表

課名

所管公所	工事名	工事場所	工 種	工事の概要	工 期	発注予定時期	概算設計金額	備考
〇〇事務所 (課)					〇ヶ月	第〇四半期	百万 円	
〇〇事務所 (課)					〇ヶ月	第〇四半期	百万 円	
〇〇事務所 (課)					〇ヶ月	第〇四半期	百万 円	
〇〇事務所 (課)					〇ヶ月	第〇四半期	百万 円	
〇〇事務所 (課)					〇ヶ月	第〇四半期	百万 円	

- 注 1 関係図面等を必要に応じて添付すること。
- 2 「工事の概要」の欄には、当該工事の規模、構造、形式、工法等を簡潔に記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 3 横長とする。

第2号様式(第4条関係)
その1(単体発注)

一般競争入札資格設定計画書

課名

所管事務所	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 の 概 要	
入 札 予 定 日	年 月 日
概算設計金額	
設定しようとする資格要件	①_____工事について、一般競争入札参加資格の認定を受けていること。 ②経営事項審査の総合評定値_____以上 ③過去15年間に同種の工事(工事種別_____で、かつ、契約金額_____円以上)の施行実績を有すること。 ④主任技術者又は監理技術者を専任で設置できること。 ⑤指名停止の措置を受けていないこと。 ⑥その他
想定有資格者数	社
備 考	

審 議 会 決 定 (年 月 日)									
会 長	副会長	委 員							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第2号様式(第4条関係)
その2(共同企業体発注)

一般競争入札資格設定計画書

課名

所 管 事 務 所	
工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 の 概 要	
入 札 予 定 日	年 月 日
概 算 設 計 金 額	
設 定 し よ う と す る 資 格 要 件	①共同施工方式の特定共同企業体であること。 ②構成員が_____工事について、一般競争入札参加資格の認定を受けていること。 ③経営事項審査の総合評価値 (代表者)_____以上 (構成員)_____以上 (構成員)_____以上 ④代表者が過去15年間に同種の工事(工事種別_____で、かつ、契約金額_____円以上)の施行実績を有すること。 ⑤構成員が主任技術者又は監理技術者を専任で設置できること。 ⑥各構成員の出資比率が _____%以上であること。 ⑦構成員が他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。 ⑧代表者の工事施工能力が最大と認められること。 ⑨代表者の出資比率が最大であること。 ⑩構成員の数が _____であること。 ⑪構成員が指名停止の措置を受けていないこと。 ⑫その他
想定有資格者数	社
備 考	

審 議 会 決 定 (年 月 日)										
会 長	副会長	委 員								

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式(第6条関係)
その1(単体)

年 月 日

青森県知事 殿
(事務所長(課)経由)

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先電話 () -

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、
下記のとおり申請します。
なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 建設工事の工事番号
- 2 建設工事の名称
- 3 建設工事の場所
- 4 経営事項審査の総合評定値 点
- 5 専任配置可能な技術者

項 目	監 理 技 術 者	主 任 技 術 者
氏 名		
年 齢		
役 職		
資格取得年 及 登 録 番 号		

6 同種工事の施工実績

工 事 名	
発 注 者 名	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
受 注 形 態	単 独 ・ 共同企業体(出資比率 %)
工 事 規 模	
構 造 形 式	
工 法	

◎添付資料

- 1 建設業許可指令書(大臣許可にあつては許可通知書)の写し
- 2 当該技術者の国家資格者証又は監理技術者証の写し
- 3 当該技術者の健康保険証の写し
- 4 同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書
(発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及び工事履行証明書により工事概要等が確認できない場合は、特記仕様書又は施工計画書の写しも併せて添付する。)
- 5 同種工事を共同企業体で施工した場合は、協定書の写し
- 6 直近年度の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式(第6条関係)

その2(共同企業体)

年 月 日

青森県知事 殿
(事務所長(課)経由)

〇〇〇〇特定建設工事共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

担 当 者 氏 名
連 絡 先 電 話 () -

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 建設工事の工事番号
- 2 建設工事の名称
- 3 建設工事の場所
- 4 経営事項審査の総合評定値

会 社 名	総合評定値
代表者	点
構成員	点
構成員	点

5 専任配置可能な技術者

項 目	監 理 技 術 者	主 任 技 術 者
会社名(代表者)		
氏 名		
年 齢		
役 職		
資格取得年及び 登録番号		

会社名(構成員)		
氏 名		
年 齢		
役 職		
資格取得年及び 登録番号		

会社名(構成員)		
氏 名		
年 齢		
役 職		
資格取得年及び 登録番号		

6 同種工事の施工実績

会社名(代表者)	
工 事 名	
発 注 者 名	
施 工 場 所	
契 約 金 額	
工 期	
受 注 形 態	単 独 ・ 共同企業体(出資比率 %)
工 事 規 模	
構 造 形 式	
工 法	

会社名(構成員)	
工 事 名	

発注者名	
施工場所	
契約金額	
工期	
受注形態	単独・共同企業体(出資比率　　%)
工事規模	
構造形式	
工法	

会社名(構成員)	
工事名	
発注者名	
施工場所	
契約金額	
工期	
受注形態	単独・共同企業体(出資比率　　%)
工事規模	
構造形式	
工法	

◎添付資料

- 1 企業体協定書の写し
- 2 企業体協定書を支店(社)等で作成したものについては、企業体の結成に係る事項の記載のある委任状の写し
- 3 各構成員の建設業許可指令書(大臣許可にあつては許可通知書)の写し
- 4 各構成員の当該技術者の国家資格証又は指定建設業監理技術者証の写し
(当該技術者の配置については、企業体の代表者が監理技術者を、その他の構成員については国家資格を有する主任技術者を設置する。)
- 5 当該技術者の健康保険証の写し
- 6 各構成員(又は代表者)の同種工事の契約書の写し又は工事履行証明書
(発注者、工事名、契約金額等が確認できるもの。ただし、契約書及び工事履行証明書により工事概要等が確認できない場合は、特記仕様書又は施工計画書の写しも併せて添付する。)
- 7 同種工事を共同企業体で施工した実績については、協定書の写し
- 8 各構成員の経営事項審査の総合評定値通知書の写し

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第4号様式(第9条関係) その1 単体発注

一般競争入札参加資格審査一覧表

工事名		公所(課)名									
番号	申請者の 商号又は名称	事業所の 所在地	資格認定		経営事項審査		技術者の 専任配置		同種工事の実績		否とする場合の理由
			可	否	総合評定値	可	否	可	否	否	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

審 議 会 決 定 (年 月 日)									
会 長	副会長	委 員							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A3横長とする。

第4号様式(第9条関係) その2 共同企業体発注
一般競争入札参加資格審査一覧表

工事名		公所(課)名											
番号	JVの 名称	構成員の商 号又は名称	事業所の 所在地	資格認定	出資 比率 %	経営事項審査		技術者の 専任配置		同種工事の実績		否とする場合の理由	
				可否		総合評定値	可	否	可	否	可		否
1													
2													
3													
4													
5													
6													
合計													

審 議 会 決 定 (年 月 日)									
会 長	副会長	委 員							

注 用紙の大きさは、日本産業規格A3横長とする。

第 5 号様式（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

殿

〇〇事務所（課）長 印

一般競争入札参加資格
審 査 結 果 通 知 書

貴社から申請のあった〇〇〇〇工事の一般競争入札の参加資格の審査結果を、下記のとおり通知します。

記

入 札 公 告 日	年 月 日	
工 事 番 号		
工 事 名		
入札資格の有無及びその理由	有	
	無	
	入 札 参 加 資 格 が な い と 認 め た 理 由	例 経営事項審査の総合評定値が要件に満たないため。

なお、入札参加資格がないと認められた者は、この通知を受けた日の翌日から 7 日以内（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）に当職に対して、書面をもって参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 縦長とする。